

各種変更事項等に伴う提出書類一覧表

(下水)

届出内容 提出書類	法人の場合										注意事項	
	指定申請 (新規)	指定申請 (更新)	変更等							工事店証の 汚損・紛失		
			代表者	商号	事業所の所在地	責任技術者の選任	責任技術者の解任	FAX 住居表示・電話番号・	事業の廃止・休止	事業の再開		再発行する場合
排水設備指定工事店指定申請書 (別記様式1)	○	○										
誓約書 (別記様式2)	○	○	○									
責任技術者名簿 (別記様式3)	○	○										
機械器具調書 (別記様式4)	○	○										それぞれの器具について、1種類以上記入し、記入した全ての機械器具を撮影し添付すること
定款の写し	○	○	○	○	○							直近のもの 最終頁に『原本と相違ありません』の文言を記入し、事業所所在地、事業者名、代表者名を記入の上、代表者印を押印のこと
登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	○	○	○							法務局が発行したもので、発行から3か月以内の原本(給水装置工事事業者の手続きを同時にするときは、写しも可)
責任技術者証の写し	○	○				○						広島県下水道協会が発行した下水道排水設備工事責任技術者証であること。合格証の写しは不可
雇用を確認できるもの ※健康保険被保険者証の写しなど	○	○				○						国民健康保険被保険者証では、雇用確認が確認できないため、給与明細その他の雇用が確認できる書類を添付のこと
事業所の外観及び内観の写真	○	○		○	○							商号が判別できる写真であること
排水設備指定工事店異動届出書 (別記様式5)			○	○	○	○	○	○				
排水設備指定工事店廃止・休止・再開届出書 (別記様式6)									○	○		
排水設備指定工事店証 ※返却のため			○	○	○			△	○		△	
排水設備指定工事店証再交付申請書 (別記様式7)											○	
排水設備指定工事店証紛失届出書 (別記様式8)											○	

※上記の表にかかわらず、その他確認のため別途書類を提出いただく場合があります。

各種変更事項等に伴う提出書類一覧表

(下水)

届出内容 提出書類	個人の場合										注意事項		
	指定申請 (新規)	指定申請 (更新)	変更等									工事店証の 汚損・紛失	
			代表者	事業所の名称	事業所の所在地	責任技術者の選任	責任技術者の解任	FAX 住居表示・電話番号・	事業の廃止・休止	事業の再開		再発行する場合	再発行しない場合
排水設備指定工事店指定申請書 (別記様式1)	○	○											
誓約書 (別記様式2)	○	○	○										
責任技術者名簿 (別記様式3)	○	○											
機械器具調書 (別記様式4)	○	○											それぞれの器具について、1種類以上記入し、記入した全ての機械器具を撮影し添付すること
住民票記載事項証明書	○	○	○										発行から3か月以内 世帯主・続柄、本籍地及びマイナンバーの記載のないもの
責任技術者証の写し	○	○				○							広島県下水道協会が発行した下水道排水設備工事責任技術者証であること。合格証の写しは不可
雇用を確認できるもの ※健康保険被保険者証の写しなど	○	○				○							国民健康保険被保険者証では、雇用確認が確認できないため、給与明細等その他雇用が確認できる書類を添付のこと
事業所の外観及び内観の写真	○	○		○	○								事業所の名称が判別できる写真であること
排水設備指定工事店異動届 (別記様式5)			○	○	○	○	○	○					
排水設備指定工事店廃止・休止・再開届出書 (別記様式6)									○	○			
排水設備指定工事店証 ※返却のため			○	○	○			△	○		△		
排水設備指定工事店証再交付申請書 (別記様式7)											○		
排水設備指定工事店証紛失届出書 (別記様式8)												○	

※上記の表にかかわらず、その他確認のため別途書類を提出いただく場合があります。

連携協約特例による各種変更事項等に伴う提出書類一覧表

(下水)

届出内容 提出書類	法人の場合								注意事項
	指定申請(更新)	変更等							
		代表者	商号	事業所の所在地 (連携市町内の移転)	責任技術者の選任	責任技術者の解任	FAX 住居表示・電話番号・	工事店証の汚損・紛失 再発行する場合	
連携協約特例による排水設備指定工事店指定申請書 (別記様式9)	○								
連携市町の地元の指定工事店証 (これに相当する証票を含む。)の写し	○	○	○	○					
責任技術者名簿 (別記様式3)	○								
責任技術者証の写し	○				○				所在地の下水道協会が発行した下水道排水設備工事責任技術者証であること。合格証の写しは不可
雇用を確認できるもの ※健康保険被保険者証の写しなど	○				○				国民健康保険被保険者証では、雇用確認が確認できないため、給与明細その他の雇用が確認できる書類を添付のこと
排水設備指定工事店異動届出書 (別記様式5)		○	○	○	○	○			
排水設備指定工事店証 ※返却のため		○	○	○			△	△	
排水設備指定工事店証再交付申請書 (別記様式7)								○	
排水設備指定工事店証紛失届出書 (別記様式8)									○

※上記の表にかかわらず、その他確認のため別途書類を提出いただく場合があります。

連携協約により特例を適用する市町

広島県の市町	広島市, 竹原市, 三原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町, 世羅町
山口県の市町	岩国市, 柳井市, 周防大島町, 和木町, 田布施町, 平生町

連携協約特例による各種変更事項等に伴う提出書類一覧表

(下水)

届出内容 提出書類	個人の場合								注意事項	
	指定申請(更新)	変更等								
		代表者	事業所の名称	事業所の所在地 (連携市町内の移転)	責任技術者の選任	責任技術者の解任	FAX 住居表示・電話番号・	工事店証の汚損・紛失 再発行する場合		再発行しない場合
連携協約特例による排水設備指定工事店指定申請書 (別記様式9)	○									
連携市町の地元の指定工事店証 (これに相当する証票を含む。)の写し	○	○	○	○						
責任技術者名簿 (別記様式3)	○									
責任技術者証の写し	○				○					所在地の下水道協会が発行した下水道排水設備工事責任技術者証であること。合格証の写しは不可
雇用を確認できるもの ※健康保険被保険者証の写しなど	○				○					国民健康保険被保険者証では、雇用確認が確認できないため、給与明細等その他雇用が確認できる書類を添付のこと
排水設備指定工事店異動届出書 (別記様式5)		○	○	○	○	○	○			
排水設備指定工事店証 ※返却のため		○	○	○			△	△		
排水設備指定工事店証再交付申請書 (別記様式7)								○		
排水設備指定工事店証紛失届出書 (別記様式8)									○	

※上記の表にかかわらず、その他確認のため別途書類を提出いただく場合があります。

連携協約により特例を適用する市町

広島県の市町	広島市, 竹原市, 三原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町, 世羅町
山口県の市町	岩国市, 柳井市, 周防大島町, 和木町, 田布施町, 平生町

別表（組織変更又は合併等の場合の届出方法）

申請者	内容	具体例	提出書類	
個人	法人化等	個人 ⇒ 法人	排水設備指定工事店（廃止）届出書（別記様式6）並びに排水設備指定工事店指定申請書（別記様式1）及び法人の場合の新規申請に必要な提出書類	
		法人 ⇒ 個人	排水設備指定工事店（廃止）届出書（別記様式6）並びに排水設備指定工事店指定申請書（別記様式1）及び個人の場合の新規申請に必要な提出書類	
	相続	相続人が事業を継続したいとき	排水設備指定工事店（廃止）届出書（別記様式6）並びに排水設備指定工事店指定申請書（別記様式1）及び個人の場合の新規申請に必要な提出書類	
法人	組織変更	合同・合名・合資・有限会社 ⇒ 株式会社	排水設備指定工事店異動届出書（別記様式5）及び法人の場合の変更等に必要な提出書類	
		合同会社・合名会社・合資会社間の変更	排水設備指定工事店異動届出書（別記様式5）及び法人の場合の変更等に必要な提出書類	
	合併	指定工事業業者Aと指定工事業業者Bが合併	AがBを吸収合併	Aは排水設備指定工事店異動届出書（別記様式5）及び法人の場合の変更等に必要な提出書類、Bは排水設備指定工事店（廃止）届出書（別記様式6）
			新会社Cを設立（新設合併）	A・Bは排水設備指定工事店（廃止）届出書（別記様式6）、Cは排水設備指定工事店指定申請書（別記様式1）及び法人の場合の新規申請に必要な提出書類
		会社Aと指定工事業業者Bが合併	AがBを吸収合併	Aは排水設備指定工事店異動届出書（別記様式5）及び法人の場合の変更等に必要な提出書類、Bは排水設備指定工事店（廃止）届出書（別記様式6）
			新会社Cを設立（新設合併）	Bは排水設備指定工事店（廃止）届出書（別記様式6）、Cは排水設備指定工事店指定申請書（別記様式1）及び法人の場合の新規申請に必要な提出書類

※1 この表は、1例を示したものです。御不明な点は、給排水設備グループ（電話：0823-26-1671）までお問い合わせください。

2 新規申請が必要な場合は、指定手数料がかかります。